



嵐山町マスコットキャラクターむさし嵐丸

令和5年度版

目次

I. 妊娠がわかったら・・・	
母子健康手帳・妊婦健康診査・妊産婦外出支援タクシー助成券・・・	1
プレママ・プレパパ教室・・・	1
II. お子さんが生まれたら必要な手続き	
出生届・・・	2
III. 経済的な支援・医療費の補助	
児童手当・・・	3
こども医療費支給・・・	4
未熟児養育医療費給付・・・	4
自立支援医療（育成医療）給付・・・	5
その他の乳幼児等の医療費援助・・・	5
IV. 妊娠中・お子さんが生まれてからの支援	
新生児聴覚検査・・・	6
産婦健康診査・・・	6
家庭訪問・・・	6
4～5か月児健診・9～10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診	6
乳幼児相談・・・	6
すくすく相談・・・	6
おやこ教室・・・	6
V. 予防接種	
定期予防接種・・・	7
法定外予防接種・・・	8
VI. 入園（保育所・幼稚園・預かりサービス）	
保育所・・・	9
幼稚園・・・	9
一時預かり・・・	10
ファミリーサポートセンター、緊急サポートセンター事業・・・	10
VII. 入学（小学校・学童保育）	
入学手続き・・・	11
就学援助制度・・・	11
学童保育室・・・	11
VIII. 子育て支援センター	
子育てステーション嵐丸ひろば・・・	12
子ども家庭支援センター・・・	12
IX. ひろば・サロン情報	
子育て広場「レピ」・・・	13
X. その他子育てサービス	
育児支援ヘルパー・・・	14
パパ・ママ応援ショップ・・・	14
XI. 子育ていろいろ相談窓口	
子育てに関する相談窓口・子育て支援拠点・・・	15
その他の相談・・・	16

1. 妊娠がわかったら・・・

母子健康手帳

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

母子保健法に基づいて、妊娠の届出をした妊婦の方にお渡しする手帳です。
(紛失した方は、再交付が受けられます。)

【届出受付場所】 子育て世代包括支援センター（健康増進センター内）

【手帳の内容】 妊娠中の健康状態の記録及び保健指導、乳幼児の健康状態及び予防接種の記録



妊婦健康診査

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

妊婦さんとおなかの赤ちゃんの健康を守るための健診です。

母子健康手帳交付時に1回の妊婦健康診査助成券（基本的な妊婦健康診査、血液検査、風疹ウイルス抗体検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査）と子宮頸がん検査・妊婦HIV抗体検査・HTLV-1抗体検査・性器クラミジア検査）、9回の助成券（基本的な妊婦健康診査）及び4回の助成券（基本的な妊婦健康診査、超音波等）をお渡しします。これにより1回の妊娠で最大14回の妊婦健康診査へ助成が受けられます。

妊産婦外出支援タクシー助成券

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

妊婦さんと生後間もない子を持つお母さんを対象に、経済的負担の軽減と子育て支援の一環として、タクシー利用料の一部を助成するものです。

対 象：母子健康手帳の交付を受けた方（再交付を除く）

助 成 額：助成券1枚につき初乗り運賃相当（500円）です。1回の乗車で最高3枚（1500円）まで利用できます。ただし、おつりはできません。

交付枚数：36枚

有効期限：母子健康手帳の発行日より2年経過した月末まで

利用目的：通院・買物・娯楽・その他

ﾌﾟﾚﾏﾏ・ﾌﾟﾚﾊﾟ教室

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

もうすぐお父さん、お母さんになる人を対象とした教室で沐浴練習を行います。

また出産後の手続きやサポート状況について個別にお話しをうかがいます。

年4回（5月、8月、11月、2月頃）対象となる方へご案内します。



マタニティマーク



II. お子さんが生まれたら必要な手続き

出生届

町民課 戸籍・住民担当 ☎62-2154

14日以内（出生当日を含む）に、役場町民課へ。父母の住所地や本籍地、出生地（病院の所在地）の役所・役場でも提出できます。

【届出に必要なもの】

- ・出生届（出生証明書の記入があるもの）
- ・母子健康手帳

【関連した手続き】

①健康保険への届出

- ・嵐山町国民健康保険に加入するとき 町民課保険・年金担当へ
- ・嵐山町国民健康保険以外の健康保険に加入するとき 勤務先へ

②児童手当認定請求書

福祉課 児童福祉担当へ（公務員は職場へ） P3

③こども医療費登録申請

福祉課 児童福祉担当へ P4

④出生連絡票の提出

健康いきいき課 保健担当（子育て世代包括支援センター）へ



III. 経済的な支援・医療費の助成

児童手当

福祉課 児童福祉担当 ☎62-0716

父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもを養育している者に中学校修了前（中学3年生）までの子どもを対象に手当を支給するものです。

【対象者】

町内に住所を有する方で、中学校修了前（中学3年生）までの子どもと同居している保護者又は養育者。外国人の方も要件を満たせば、手当を受けることができます。

【認定請求】

出生・転入等により新たに受給資格が生じたときは、手当を受給する市町村の担当窓口にて『認定請求書』の提出が必要になります。

児童手当は、「認定請求をした日の属する月の翌月分」から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。また公務員（教員、警察、消防職員も含む）の方は勤務先へ申請してください。

【額改定請求】

第2子以降の出生等により、支給対象の子どもの人数が増えた場合は市町村の担当窓口にて『額改定請求書』の提出が必要です。改定月は、『額改定請求をした日の属する月の翌月分』からとなります。

【手当の支給】

年3回で2月、6月、10月の各10日（土日祝日のときは、前日の平日）に支給

【手当額】

子ども1人につき月額

①所得制限額未満である者

- 3歳未満及び3歳以上12歳未満（第3子以降） 15,000円
- 3歳～12歳未満（第1・2子）及び中学校修了前 10,000円

②所得制限額以上である者 5,000円

③所得上限額以上である者 児童手当は支給されません

所得限度額は次のとおりです。

扶養親族等の数	所得制限額	所得上限額
0人	622.0万円	858.0万円
1人	660.0万円	896.0万円
2人	698.0万円	934.0万円
3人	736.0万円	972.0万円

【手続きに必要なもの】

- ・請求者の健康保険証の写し又は年金加入証明書（国民年金加入者は不要）
- ・請求者（保護者）名義の振込口座が分かるもの（通帳等）
- ・請求者・配偶者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと免許証等の本人確認の書類

【支給事由の消滅】

次に該当したときは、消滅届の提出が必要です。

- ・受給者が日本国内に住所を有しなくなった（海外への転勤など）
- ・受給者が他の市町村（特別区も含む。）に転出をした
- ・その他の理由により、支給対象の子どもを監護（離婚など）しなくなった

こども医療費支給

福祉課 児童福祉担当 ☎62-0716

こどもに係る医療費を支給することにより、こどもの健康増進と福祉の向上を図り、家庭の経済的負担を軽減することを目的とした制度です。

【対象者】

医療保険に加入している、満18歳に達した日以後における最初の3月31日までのこども

※自身が社会保険等の被保険者等になっているこどもは対象外となります。

【内容】

- 1 医療保険制度が適用される医療費の一部負担金額について支給されます。
(保険外の診療は対象外です。例：定期健診、予防接種等)
- 2 保険診療による一部負担金額が一定水準を超えた場合、超えた額については、高額療養費として健康保険組合等から支給されます。
- 3 健康保険組合の規定による附加給付金の支給がある場合は、その額を控除して支給します。
(組合によって制度が異なりますので、現在加入している健康保険組合に確認してください。)
- 4 入院時食事療養費標準負担額も支給します。

※学校管理下における怪我等日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象になる医療費は、こども医療費制度では支給できません。

【助成方法】

町と協定を結んでいる医療機関で診察を受け、一部負担金の額が21,000円未満のとき、「健康保険証」と「こども医療費受給資格証」を医療機関の窓口で提示することにより、自己負担分の支払いが不要になります。

その他、協定を結んでいない医療機関で診療を受けた場合等は、医療費を支払っていただき、支給申請書により申請してください。

未熟児養育医療費給付

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

身体の発育が未熟のまま生まれた乳児で医師が入院養育の必要を認めたものに対して、満1歳の誕生日前日まで入院治療の保険診療分を公費で負担する制度です。(入院時食事療養費の標準負担額も含む)世帯の市町村民税額等により決定された自己負担分を支払っていただきますが、負担金は、「こども医療費支給制度」の対象となりますので、養育医療給付申請時に「こども医療費支給申請」も同時に申請してください。

【内容】

- 1 出生後2週間以内に必要書類を添えて、担当課に提出してください。
(医療費の精算後、乳児退院後の申請はできません)
- 2 病院については、埼玉県で指定している「指定養育医療機関」であることが必要です。
その他申請書類等の詳細は担当課にてお問い合わせください。
- 3 加入している医療保険から附加給付金が交付される場合があり、附加給付金は、こども医療費の支給対象外となります。その場合は附加給付金を町に納付していただきます。
- 4 医療の継続、指定養育医療機関や健康保険証の変更、転出や転居した場合は届出が必要です。
- 5 申請方法など不明な点は担当課にてお問い合わせください。

自立支援医療(育成医療)給付

福祉課 社会福祉担当 ☎62-0716

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）が指定医療機関で手術などの治療を受け、確実な治療効果が期待できる場合、事前申請に基づき、医療費の一部を公費で負担する制度です。

【内容】

- 1 保険診療の1割の金額が自己負担となりますが、世帯の市町村民税額に応じて月額上限額が設けられます。
- 2 入院中の食事療養費は、自己負担となります。
このほか、承認された疾患に対する保険診療以外の治療や差額ベッド代などの保険対象外の治療は、給付の対象となりません。
- 3 対象となる障害の種類やその他手続きに関し不明な点がありましたら、担当課にてご確認ください。

その他の乳幼児等の医療費援助

埼玉県東松山保健所 ☎22-0280

●妊娠中毒症等療養援護費支給制度

低所得世帯の妊婦で、妊娠中毒症・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患のため、入院期間が7日以上の方に対して、入院費の一部を支給します。

●結核児童療育給付制度

結核にかかっている児童（18歳未満）に対する入院医療費の給付とともに、入院中の学校教育と療養生活に必要な日・学用品の支給を行う制度です。埼玉県が指定療育医療機関に医療費相当分を支払います。その後、世帯の所得税額（又は市町村民税）により決定された自己負担分を納入通知書により支払っていただきます。

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童等（18歳未満）の慢性疾病のうち、国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性児童等のご家庭の医療の負担軽減を図る制度です。ただし、所得に応じた自己負担があります。

【相談時間】・・・月曜～金曜 8時30分～17時15分まで

【電話番号】・・・22-0280

【所在地】・・・東松山市若松町2-6-45



IV. 妊娠中・お子さんが生まれてからの支援

新生児聴覚検査

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

赤ちゃんの聴覚に問題がないかを早期に確認する検査です。
母子健康手帳交付時にお渡しする助成券（新生児聴覚スクリーニング検査助成券）により、検査費用の一部助成が受けられます。

産婦健康診査

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

産後の産婦さんの健康を守るための健診です。母子手帳交付時にお渡しする助成券（産婦健康診査助成券）により検査費用の一部助成が受けられます。

家庭訪問

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

必要に応じて、家庭に保健師・看護師・栄養士等が訪問し、お子さんの発育や育児について相談をお受けします。
※新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問：生後2か月までのお子さんがいる全家庭を対象に2回訪問します。
※未熟児訪問：未熟児養育医療をご利用されているお子さんを対象に行います。
その他、必要に応じて乳幼児家庭訪問を実施しています。

4～5か月児健診・9～10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

それぞれの発達段階における、身体発育や精神発達の総合的健診で、4～5か月児健診・9～10か月児健診は年8回、1歳6か月児健診は年6回、3歳児健診は年6回実施します。
詳しくはこどもカレンダーをご覧ください。

乳幼児相談

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

お子さんの発育や育児のことで、保健師・栄養士等が相談を実施しています。

すくすく相談

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

ことばの心配や運動機能の発達に心配のあるお子さんと家族等に対し専門スタッフ（言語聴覚士・理学療法士・作業療法士）が相談をお受けします。予約制。

おやこ教室

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

親子で参加する集団あそびなどを通して、こどもの発達していく力をのばすための教室です。2歳～3歳になるまでのお子さんとその保護者の方が対象となります。毎月1～2回実施しています。登録制。

V. 予防接種

定期予防接種

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

乳幼児期の主な予防接種は、次のものが行われます。母子健康手帳・こどもカレンダー等をご覧いただき適切な時期に受けて下さい。費用は、原則として無料です。

予防接種の種類	接種方法等
ヒブ	<ul style="list-style-type: none"> ・生後2～6か月に接種を開始する場合 27日以上の間隔をおいて3回接種する。初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて、1回接種する。 ・生後7～11か月に接種を開始する場合 27日以上の間隔をおいて2回接種する。初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて、1回接種する。 ・1歳過ぎてから接種を開始する場合 1回接種する。
小児用肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> ・生後2～6か月に接種を開始する場合 27日以上の間隔をおいて3回接種する。60日以上おいて生後12か月以上で、1回接種する。 ・生後7～11か月に接種を開始する場合 27日以上の間隔をおいて2回接種する。60日以上おいて生後12か月以上で、1回接種する。 ・1歳～2歳未満で接種を開始する場合 60日以上の間隔をおいて2回接種する。 ・2歳以上で接種を開始する場合 1回接種する。
B型肝炎	<ul style="list-style-type: none"> ・生後2か月より生後1歳に至るまでの間に3回接種する。 生後2か月～1歳未満までの27日以上の間隔をおいて2回接種。その後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種する。
四種混合 【百日咳・ジフテリア・ 破傷風・不活化ポリオ】	<ul style="list-style-type: none"> ・1期初回 生後2か月～90か月未満までに20日以上間隔をおいて3回接種する。 ・1期追加 1期初回3回接種後、90か月未満までに1回接種する。
BCG接種（結核）	1歳に至るまでの間にBCGを1回接種する。
麻しん・風しん混合	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期 生後12か月～24か月未満までに1回接種する。 ・第2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間の間に1回接種する。
水痘	<ul style="list-style-type: none"> ・生後12か月～36か月未満までに3か月以上の間隔をおいて2回接種する。
日本脳炎	<ul style="list-style-type: none"> ・1期初回 生後36か月～90か月未満までに6日以上の間隔をおいて2回接種する。 ・1期追加 1期初回2回接種後、6か月以上の間隔をおいて1回接種する。（90か月未満まで） *平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さんと接種機会を逃した方は、20歳未満の間、定期接種として接種できます。担当課までご相談ください。
ロタウイルス	<ul style="list-style-type: none"> ・ロタリックス 生後6週～24週までに4週間以上の間隔をおいて2回経口接種する。 ・ロタテック 生後6週～32週までに4週間以上の間隔をおいて3回経口接種する。

法定外予防接種

健康いきいき課 保健担当 ☎59-6911

定期予防接種以外のワクチンに接種費用の助成を行っています。

おたふくかぜ ※1回300円	・1歳～4歳未満（助成対象） 1回～2回接種する。（助成回数1回）
-------------------	--------------------------------------



VI. 入園（保育所・幼稚園・預かりサービス）

保育所

福祉課 児童福祉担当 ☎62-0716

町内には、私立の認可保育所が4箇所、事業所内保育所が1箇所、小規模保育園が1箇所、認可外保育園が1箇所あります。申込みなど詳細については、担当課にお問い合わせください。

【認可保育所】

保 育 所 名	所 在 地	電 話 番 号
東 昌 保 育 園	菅谷11-3	62-3411
東 昌 第 二 保 育 園	千手堂383-1	62-7429
嵐 山 若 草 保 育 園	太郎丸381	62-7111
嵐 山 し ら こ ぼ と 保 育 園	古里1848	62-0564

【事業所内保育所】

保 育 所 名	所 在 地	電 話 番 号
た い よ う 保 育 所	鎌形1030-3	81-7400

【認可外保育園】

保 育 所 名	所 在 地	電 話 番 号
アビキッズ ライト 嵐山花見台保育園 (企業主導型保育所)	花見台7-1	62-1233

幼稚園

教育総務課 ☎62-0823

3歳児から小学校就学前までの幼児を対象に、3年保育を実施しています。

【町内幼稚園】

幼 稚 園 名	設 置 主 体	対 象 年 齢	所 在 地	電 話 番 号
嵐 山 幼 稚 園	嵐 山 町	満3・4・5歳	鎌形2230-1	62-2108

【保育料等】 * (参考) 前年度新入園児募集時

- ・保育料：無料
- ・給食費：4,300円/月
※世帯の所得（課税状況）・世帯の状況（子どもの人数）により、副食費（おかず代）が免除となります。
- ・絵本代：400円程度/月 ・PTA会費：3,000円/年 ・教材費：500円/月
- ・通園バス使用料：2,000円/月（通園バスを使用する方のみ）
※入園料はいただいております。その他の負担としては、園服、帽子（夏・冬）、体操着（上下）、かばんの購入をお願いしています。

【入園申込み等】

申込受付期間、定員を超えた場合の抽選会等の詳細は広報嵐山9月号に掲載いたしますので、そちらをご確認ください。

一時預かり

嵐山若草保育園 ☎62-7111

町内に住所を有し、どこの保育園・幼稚園にも入所しておらず、就学前で下記条件のいずれかに該当するお子さんが、ご利用できます。

- ①保護者の短時間・断続的な労働、就労等で、原則月10回まで家庭における育児が困難となるお子さん。
- ②保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭における育児が困難となるお子さん。
- ③保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等私的理由により一時的に保育が必要となるお子さん。

※事前に保育園へ登録が必要です。

- 【実施園】** 若草保育園
【対象年齢】 6か月以上
【1日の定員】 6人（年齢により変動あり）
【利用時間】 午前8時30分～午後4時30分（月曜日～金曜日）
【利用料金】 利用日当日、保育園へお支払ください。
1,500円/日（月曜日～金曜日）
500円/日（月曜日～金曜日の午前・午後）
【登録：申込み】 若草保育園 ☎62-7111



ファミリーサポートセンター、緊急サポートセンター事業

福祉課 児童福祉担当 ☎62-0716

子どもを預けたい方（利用会員）と預かりたい方（サポート会員）の会員組織です。それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。

【こんなときに利用できます】

- ・保育園や学童クラブの送迎、保育園の休園日
- ・お子さんが軽度の風邪や発熱で保育園等に行けないとき（病児・病後児の預かり）
- ・保護者の体調不良など緊急時、保護者のリフレッシュ など

【預かりをする子ども】

0歳～原則小学6年生まで

【利用料】例）一般家庭：ファミリーサポートの場合

援助活動の時間	単価	町が負担	実際に支払う額
7時～19時	700円/時	200円/時	500円/時
19時～7時	800円/時	200円/時	600円/時

緊急サポート、病児病後児預かり、ひとり親家庭及び市町村民税非課税世帯、生活保護世帯、夜間、宿泊については、別料金となります。詳しくは福祉課にお問い合わせください。

【登録・問合せ】

緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903（7:00～20:00 土日可）
福祉課 児童福祉担当 ☎0493-62-0716

VII. 入学（小学校・学童保育）

入学手続き

教育総務課 ☎62-0823

【就学时健康診断】

翌年度新入学予定のお子さんを対象に、秋ごろに町内各小学校で就学时健康診断を行います。元気に学校生活を過ごせるよう入学前に健康状態を把握させていただき、治療や保健上必要なことを連絡したり、就学の相談などを行います。

【入学の通知】

入学する学校と入学期日を指定した「入学通知書」を1月末までにお送りします。通知が届かない、内容に誤りがある、また、転出や転居（予定を含む）がありましたら、ご連絡ください。

【町立小学校】

小学校名	所在地	電話番号
菅谷小学校	菅谷577	62-2044
七郷小学校	吉田1913	62-2307
志賀小学校	志賀540	62-5888

就学援助制度

教育総務課 ☎62-0823

経済的理由によって就学困難な町内の小中学校に通う児童および生徒の保護者に対して、学用品や学校給食費の援助を行っています。

【対象】 世帯の収入が少なく、経済的理由によって就学が困難な世帯や特別な事情により就学に係る費用の支払いが困難な世帯等

【補助内容】 学校給食費、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代等、生徒会費、PTA会費、保険費

【申請手続】 各学校または教育総務課で申請してください。

学童保育室

福祉課 児童福祉担当 ☎62-0716

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る場です。

【対象】 原則、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているお子さん。（対象のお子さんについては、各学童保育室へお問い合わせください。）

【申込み】 各学童保育室へ直接申込みください。

【学童保育室一覧】

学童保育室名	電話番号	対象地区
菅谷学童保育室 ひまわりクラブ	62-4508	菅谷小地区
菅谷学童保育室 ひまわり第2クラブ	62-1761	
志賀学童保育室 てんとう虫クラブ	62-6855	志賀小地区
七郷学童保育室 子どもの森	62-6145	七郷小地区

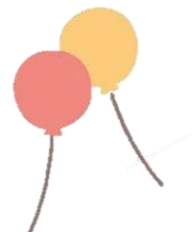
VIII. 子育て支援センター

育児やしつけのこと、遊びや友達のこと…ひとりで悩んでいませんか。
子育て支援センターは、そんなパパやママを応援する強い味方です。

子育てステーション 嵐丸ひろば

☎81-7941

- 【住 所】 菅谷100番地4 東武東上線武蔵嵐山橋上駅舎内
- 【開館日】 火・水・木・金・土 (予約制)
- 【休館日】 日・月・祝祭日・年末年始
- 【時 間】 午前の部：9時30分から11時30分まで
- 【時 間】 午後の部：14時から16時まで
- 【対 象】 就学前のお子さんとその保護者
- 【利用料】 町外の方は、1日200円(保護者のみ)
- 【駐車場】 武蔵嵐山駅東口(場所の詳細はご予約の際にご案内いたします)



子ども家庭支援センター b&gらんざん

☎59-9233

子どもとその家庭を地域で支えていく拠点として、「子どもたちが安全な環境の中で、安心した時間がすごせる。その中で、子どもたちの自律と自立する力を身につけることや、子育てに悩める保護者に寄り添いその支援をする」という目的で設立されました。

家庭への支援・学校と連携した支援・子どもの成長への支援に力を入れ、子どもたちの支援を行います。

- 【住 所】 菅谷589番地2
- 【開所日】 月～金
- 【時 間】 放課後～
- 【対 象】 小学生～中学生及びその保護者



IX. ひろば・サロン情報

子育て広場 レピ

福祉課 児童福祉担当 ☎62-0716

健康増進センター2階にて、子育て広場「レピ」を実施しております。就学前のお子さんとその保護者を対象に、楽しく遊べて、おしゃべりできる場となっております。親子で触れ合うさまざまなイベントを開催しています。教室の内容については毎月発行のにこにこだよりでお知らせします。

開放時間：午前10時～午前11時30分（予約制）

場所：子育て世代包括支援センター（健康増進センター2階）

内容

【ベビーマッサージ】 対象：0歳のお子さんと保護者
インストラクターの先生とベビーマッサージ、赤ちゃん体操を行います。

【骨盤ストレッチ】 対象：就学前のお子さんと保護者（託児あり）
インストラクターの先生による骨盤ストレッチを行います。

【読み聞かせ】 対象：就学前のお子さんと保護者
紙芝居や絵本の読み聞かせを行います。

【お誕生日会】 対象：誕生月のお子さん
2か月に1回開催の合同お誕生日会です。

【にこにこタイム】 対象：就学前のお子さんと保護者
保育士が季節の歌を歌ったり、手遊びシアター等を行います。

※ 感染状況により中止する場合があります。



X. その他子育てサービス

育児支援ヘルパー

福祉課 児童福祉担当 ☎62-0716

妊娠中、産褥期または小学校6年生までの児童を養育している保護者に対して、一定の条件により家事や育児を支援するヘルパーを派遣いたします。

【対象】 町内に住所を有し、同居の家族又は他の親族等から援助を受けられず、次のいずれかに該当し家事又は育児が困難な方

- ① 妊娠中の方 ② 産褥期の方
- ③ 0歳から小学校6年生までの児童の保護者で、病気等により養育に支障があると認められる方

【内容】

家事支援…調理、洗濯、清掃、買い物等 育児支援…沐浴の補助、授乳、おむつ交換等

【利用時間等】

派遣時間 平日午前8時から午後6時の間
利用時間 1日2時間・週5日・月40時間まで
利用期間 利用開始から3ヶ月間

【利用料金】 1時間700円
生活保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）は無料

※育児支援ヘルパー派遣希望の方は、福祉課児童福祉担当までご相談下さい。

パパ・ママ応援ショップ(子育て家庭への優待制度)

福祉課 児童福祉担当 ☎62-0716

協賛店で優待カードを提示すると、割引等のサービスが受けられます。

【対象】 高校3年生までのお子様または妊娠中の方がいるご家庭

※お店により異なることがあります

【配布窓口】 福祉課

【手続き】 お子様の年齢がわかるもの（母子手帳、保険証等）をお持ちください。

【内容】

協賛店で優待カードを提示すると、割引等のサービスが受けられます。協賛店には、協賛ステッカーまたはポスターが掲示されています。協賛店ごとにサービスは異なります。

同様の子育て優待制度に取り組んでいる都道府県でも利用できます。

★サービスは、協賛店のご厚意により提供されるものです。

パパ・ママ応援ショップの協賛店舗は、携帯又はパソコンで調べることができます。

アドレス <http://www.saitama-support.jp/>



XI. 子育ていろいろ相談窓口

子育てに関する相談窓口

●総合相談窓口（福祉課 児童福祉担当） ☎0493-62-0716

家庭での養育や児童虐待、保育園・幼稚園・学校での人間関係などの悩みに対して、幅広く相談を受け付けています。

相談時間 平日 8:30~17:15

●子ども家庭支援センター b&gらんざん（福祉課 児童福祉担当） ☎0493-59-9233

子どもとその家庭を地域で支えていく拠点として、子育てに悩める保護者の相談を受け付けています。

●川越児童相談所 ☎049-223-4152

県の相談機関として、0歳から18歳未満の子どもについてのあらゆる相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供するところです。相談と指導には専門の職員があたります。

時間 月~金曜日 8:30~18:15

所在地 川越市宮元町33-1

●障害のある子どもに関する相談（福祉課 社会福祉担当） ☎0493-62-0716

障害のある子どもに関する制度・サービスを知りたい、利用したいといった相談を受け付けています。

時間 平日 8:30~17:15

●子どもスマイルネット ☎048-822-7007

子育ての悩みやしつけの問題からいじめや体罰など、子どもに関わるあらゆる悩みについての電話相談（相談は無料、名前を名乗らなくても結構です）

時間 10:30~18:00（祝祭日、年末年始は除く）

●らんざん児童家庭支援センター（こどもの心のケアハウス嵐山学園） ☎0493-53-6611

児童福祉法に基づいた相談機関で、お子さんやご家族の困りごとについて、専門の相談員や心理士がお電話や面接でお話をうかがい、一緒に解決方法を考えていくところです。相談は無料です。

時間 平日 8:30~17:30

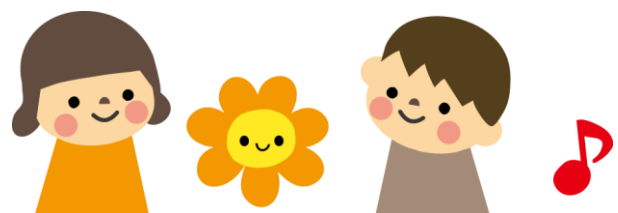
子育て支援拠点

●嵐山町子育てステーション 嵐丸ひろば ☎0493-81-7941

嵐丸ひろばにおいて、相談を受け付けています。

時間 火・水・木・金・土曜日 9:30~16:00（12:00~13:00閉館）

所在地 嵐山町大字菅谷100-4（武蔵嵐山橋上駅舎内）



その他の相談

●民生委員・児童委員（福祉課社会福祉担当） ☎0493-62-0716

生活にお困りの方をはじめとして、お年寄り、障害のある方、母子家庭の方などの相談窓口、児童福祉の援助・指導、地域福祉の推進、さらに関係行政機関との協力などで幅広い活動をしています。

現在嵐山町では、41名の方々が民生委員・児童委員（うち2名は、主任児童委員）として厚生労働大臣より委嘱されています。町ではお住まいの地区の民生委員・児童委員を紹介します。

●県立総合教育センター「よい子の電話教育相談」

いじめ、不登校などについての電話相談

子ども用 ☎0120-86-3192（フリーダイヤル、携帯からも可）

保護者用 ☎048-556-0874

相談時間 24時間・毎日

●婦人相談センター DV相談室 ☎048-863-6060

ドメスティック・バイオレンス、夫婦間の問題など、女性が抱える悩みの相談

時 間 月曜～土曜 9:30～20:30

日曜・祝日 9:30～17:00 ※年末年始除く

●県立精神保健福祉センター「こころの電話」相談 ☎048-723-1447

心の悩み・精神的な問題についての相談

時 間 9:00～17:00（土曜、日曜、祝日、年末年始は除く）

●埼玉いのちの電話

苦しいとき、淋しいとき、不安なとき、迷っているときの相談

・埼玉いのちの電話 ☎048-645-4343

時 間 24時間・毎日

・埼玉いのちの電話・チャイルドライン（18歳以下） ☎0120-99-7777

時 間 毎日 16:00～21:00

●西部福祉事務所 ☎049-283-6780

生活保護事務、母子・寡婦福祉に関わる相談や各種資金の貸付など

時 間 月曜～金曜 8:30～17:15

所在地 坂戸市石井2327-1

●埼玉県東松山保健所 ☎0493-22-0280

母子保健、精神保健、難病対策、感染症対策等の専門的保健サービスなど

時 間 月曜～金曜 8:30～17:15

所在地 東松山市若松町2-6-45

●小児救急電話相談 ☎#8000（IP電話の方は、048-833-7911）

子どもの急病（発熱、下痢、嘔吐など）時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じる窓口。

時 間 24時間・毎日

発行

嵐山町子育て応援ガイドブック

令和5年度版

令和5年4月発行

〒355-0221

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

嵐山町 福祉課

電話 0493-62-0716 (直通)

FAX 0493-62-0715

